

「(仮称) 町田市子どもにやさしいまち条例」(案) 新旧対照表(抜粋版)

前文

【新】第3回子・子会議(2023年8月17日)時点	【旧】第2回子・子会議(2023年5月25日)時点
<p><u>市民や事業者、そして議会や市役所が考えて、行動して、実現する</u> 「子どもにやさしいまち」</p>	<p>議会や市役所はもちろん、市民や事業者が考えて、行動して、実現する 「子どもにやさしいまち」</p>

① 第1章 総則 第1条 目的

【新】第3回子・子会議(2023年8月17日)時点	【旧】第2回子・子会議(2023年5月25日)時点
条文	条文
<p>この条例は、子どもの健やかかつ豊かな成長を願い、子どもにとって大切な権利を明らかにし、その保障に関し必要な事項を定めることにより、子どもにとっての最善の利益が<u>優先して考慮され</u>、子どもが幸せに暮らすことができる子どもにやさしいまちを実現することを目的とします。</p>	<p>この条例は、子どもの健やかかつ豊かな成長を願い、子どもにとって大切な権利を明らかにし、その保障に関し必要な事項を定めることにより、子どもにとっての最善の利益が図られ、互いに支え合い、子どもが幸せに暮らすことができる子どもにやさしいまちを実現することを目的とします。</p>

第2章 子どもの権利 第5条 守られる権利

【新】第3回子・子会議(2023年8月17日)時点	【旧】第2回子・子会議(2023年5月25日)時点
号	号
<p>子どもには、自分を守り、又は守られるために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。</p>	<p>子どもには、自分を守り、又は守られるために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。</p>
<p>1 暴力等を受けたときに保護及び支援を受け、並びに救済を求めることができること。</p>	<p>1 暴力等を受けたときに保護及び支援を受け、並びに救済を求めることができること。</p>
<p>2 成長が阻害される状況から保護されること。</p>	<p>2 成長が阻害される状況から保護されること。</p>
<p>3 子どもであることその他いかなる理由によっても<u>差別等の</u>不当な扱いを受けないこと。</p>	<p>3 子どもであることその他いかなる理由によっても不当な扱いを受けないこと。</p>
<p>4 自分に関する情報を不当に利用されないこと。</p>	<p>4 自分に関する情報を不当に利用されないこと。</p>
<p>5 障がいがあること、経済的に困難な状況にあることその他自分の置かれた状況に応じて、必要な支援を受けられること。</p>	<p>5 障がいがあること、経済的に困難な状況にあることその他自分の置かれた状況に応じて、必要な支援を受けられること。</p>

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務 第12条 市の責務

【新】第3回子・子会議（2023年8月17日）時点		【旧】第2回子・子会議（2023年5月25日）時点	
項	条文	項	条文
1	市は、子どもの権利を保障するため、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者と連携し、及び協力して、子どもに関する施策を実施し <u>なければなりません</u> 。	1	市は、子どもの権利を保障するため、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者と連携し、及び協力して、子どもに関する施策を実施します。
2	市は、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者が、それぞれの責務を果たすことができるよう必要な支援を <u>行わなければなりません</u> 。	2	市は、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者が、それぞれの責務を果たすことができるよう必要な支援を行います。

※子・子会議＝町田市子ども・子育て会議